

「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正について

令和 5 年 4 月
環境省自然環境局

1. 改正の趣旨

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号。以下「規則」という。）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

- ① 環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）
- ② 環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）

今般、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令」（平成 17 年政令 169 号。以下、「施行令」という。）の一部改正により、アカミミガメ及びアメリカザリガニについて、一部の規制を適用除外とする形（添付資料 4）で特定外来生物に指定されることが決まったところである。これに伴い、これらの特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定めるため、上記①の環境省告示について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 今般、新たに特定外来生物に指定するアカミミガメ及びアメリカザリガニについて、既に特定外来生物に指定されている同様の生態的特性を有する生物の事例を参考にしつつ、飼養等の実態や規制の適用除外となる事項等を踏まえ、特定飼養等施設の基準の細目等を定める（別紙 1）。なお、飼養等の許可の有効期間、届出が必要となる数量の変更の事由、識別措置の内容の届出に係る規定について、規則に定める飼養等の目的等に応じた内容とする観点で、パブリックコメント案から修正を行った。
- (2) その他、既に指定されている特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目について、必要な要件の追加等を行う。
 - ア) 「擁壁式施設等」の要件の追加

特定外来生物が穴を掘って脱出することを防ぐため、「地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること。」を要件として追加する。

本要件を適用するのは、特定飼養等施設の基準の細目として擁壁式施設等が認められている特定外来生物のうち、次に掲げるものとする。

- ・ハリネズミ属全種
- ・アメリカミンク
- ・カミツキガメ
- ・ハナガメ並びにハナガメがニホンイシガメと交雑することにより生じた生物、ハナガメがミナマイシガメと交雑することにより生じた生物及びハナガメがクサガメと交雑することにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。)
- ・プレーンズヒキガエル、キンイロヒキガエル、オオヒキガエル、ヘリグロヒキガエル、アカボシヒキガエル、オークヒキガエル、テキサスヒキガエル、コノハヒキガエル、キューバズツキガエル、コキーコヤスガエル、ジョンストンコヤスガエル、オンシツガエル、アジアジウムグリガエル及びシロアゴガエル
- ・ウシガエル
- ・モクズガニ属に属する種のうちモクズガニ及びオガサワラモクズガニ以外のもの

イ) 「移動用施設」の要件の見直し

「空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること」の「大きさ及び構造」を「大きさ又は構造」に改正する。

ウ) 「人工池沼型施設等」の要件の見直し

洪水時だけでなく豪雨等が発生した場合にも特定外来生物が容易に外部の水系へ流出することを防止するため、「洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。」の「洪水時」を「豪雨、洪水等が発生した場合」に改正する。

エ) 「人工池沼型施設等」の要件の追加

特定外来生物が自力で施設から脱出することを防止するため、次に掲げる要件を追加する。

- ・特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有すること、かつ、水面から十分な高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十分な高さを有する柵を設置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- ・施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さの地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出することを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
- ・施設の内部及びその周辺に、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

本要件を適用するのは、特定飼養等施設の基準の細目として人工池沼施設等が認められている特定外来生物のうち、ウチダザリガニのみとする。

オ) 「網いけす型施設」の要件の見直し

洪水時だけでなく豪雨等が発生した場合にも特定外来生物が容易に外部の水系へ流出することを防止するため、「洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。」の「洪水時」を「豪雨、洪水等が発生した場合」に改正する。また、当該施設が設置された水系への特定外来生物の流出についても防止するため、「外部の水系に」を「施設の外部に」に改正する。

- (3) 特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等の並び順について、施行令別表第一の規定の順番にあわせて入替えを行う。

3. 施行日

令和5年6月1日（改正施行令の施行の日）